

通信制高校における教育の質の向上に向けて

令和6年11月11日（月）

全国私立通信制高等学校協会 第3回 学校運営研究会

初等中等教育局参事官（高等学校担当）付

参事官補佐 度會 友哉

本日の内容

- 1. 通信制高校の現状について**
- 2. 今年度の点検調査を踏まえて**

1. 通信制高校の現状について



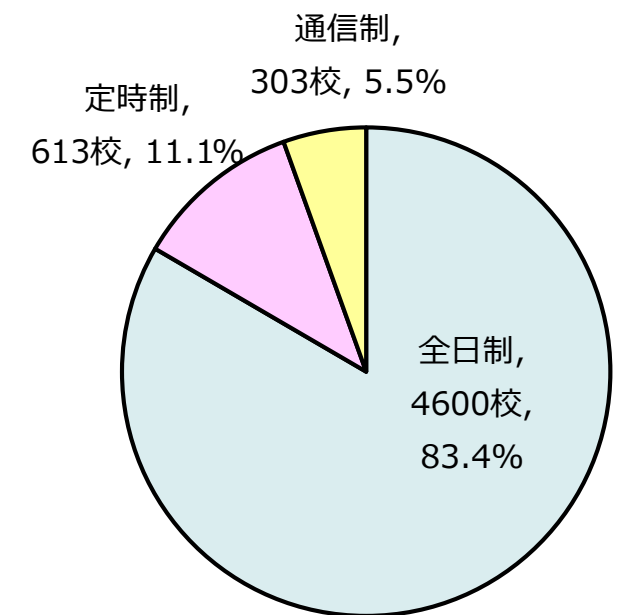
高等学校の学校数（令和6年度）

- 高等学校の学校数（令和6年度）について、全日制高校は4,600校（全体の83.4%）、定時制高校は613校（全体の11.1%）、通信制高校は303校（全体の5.5%）。

（全日制・定時制課程）

（校）

	国立	公立	私立	総数
全日制	15	2,851	1,295	4,161
定時制	—	170	4	174
全定併置	—	417	22	439
総計	15	3,438	1,321	4,774



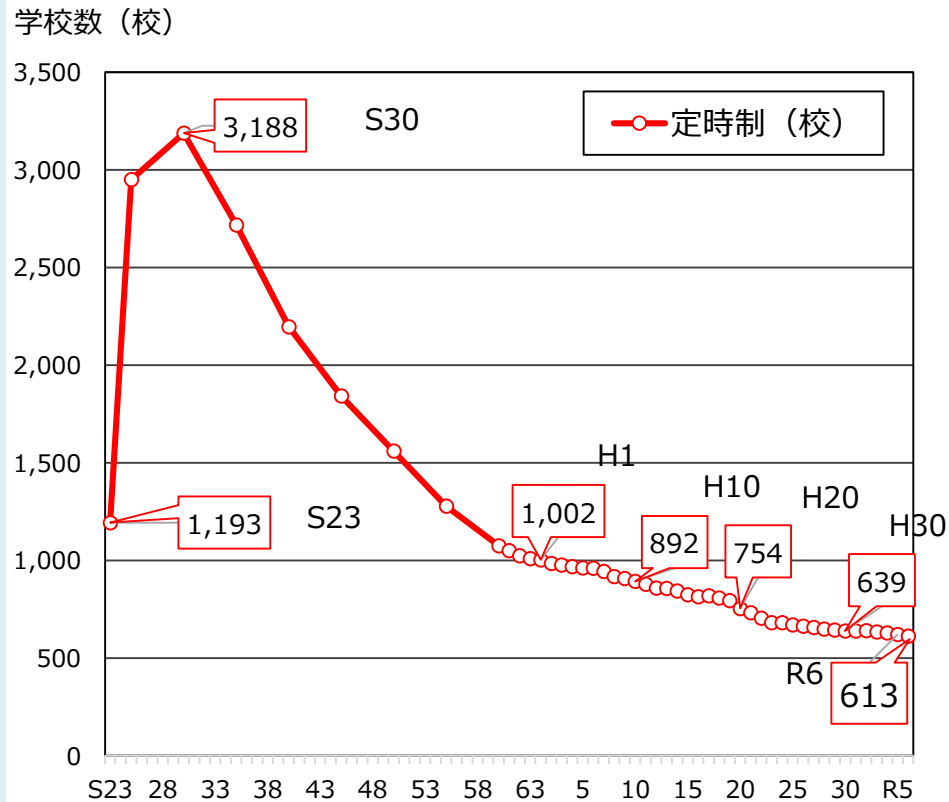
（通信制課程）

（校）

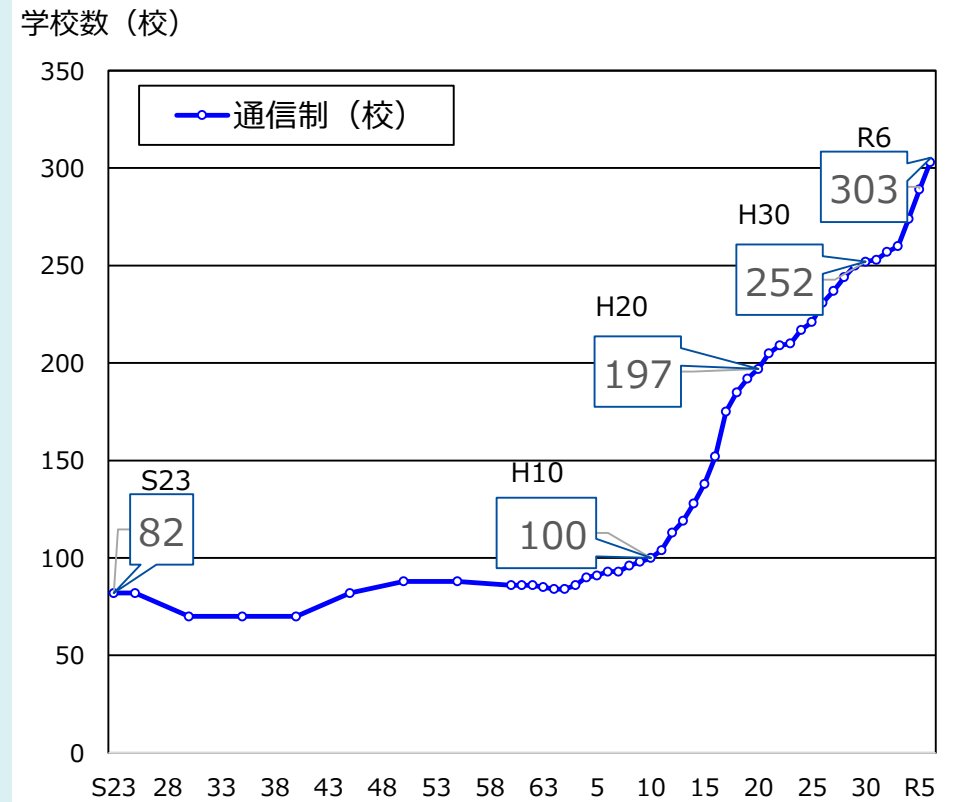
	国立	公立	私立	総数
独立校	—	6	130	136
併置校	—	73	94	167
総計	—	79	224	303

高等学校の学校数（定時制・通信制課程の推移）

定時制課程を置く学校数の推移



通信制課程を置く学校数の推移

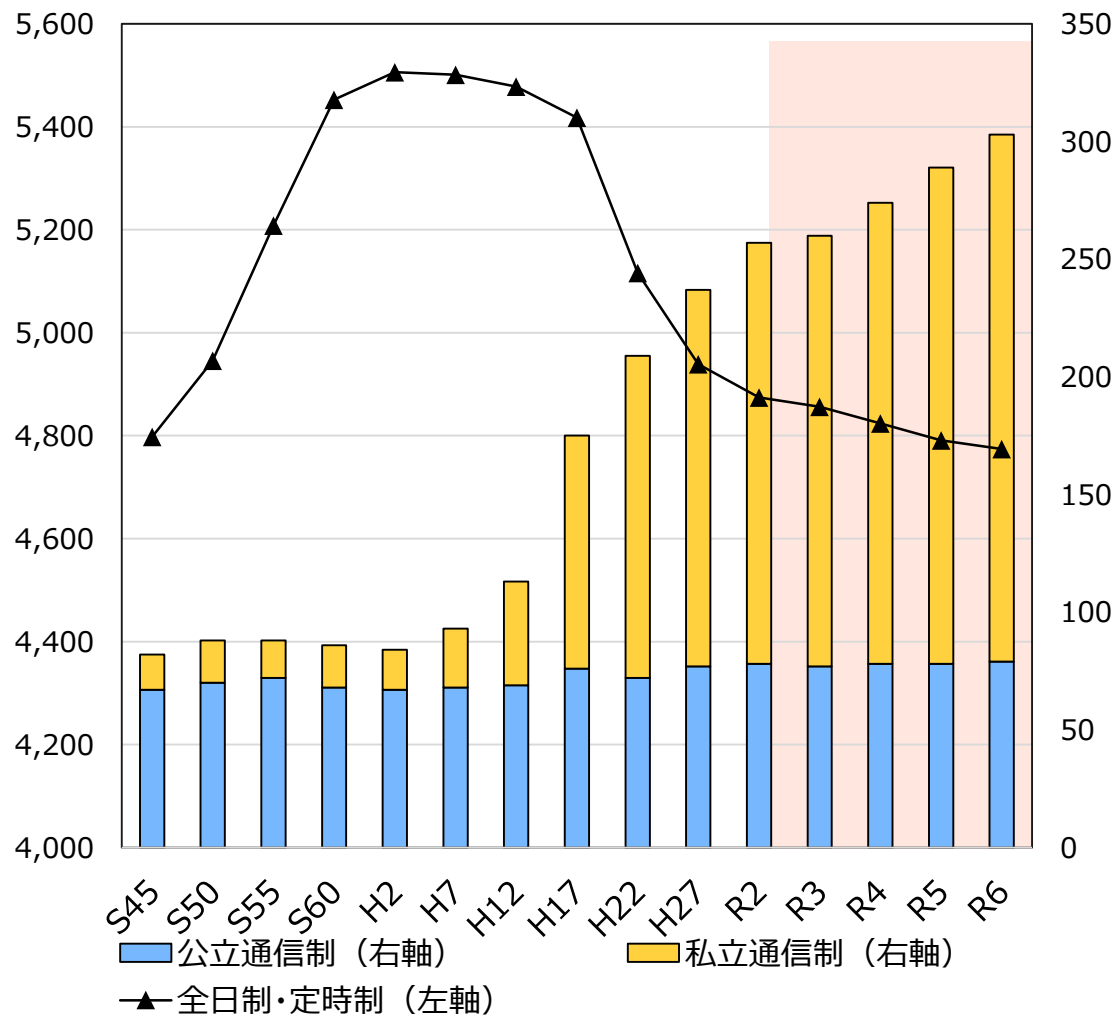


通信制高等学校の学校数（公私別推移）

- 高等学校の学校数の推移について、近年、全日制・定時制課程を置く高等学校の校数は全体として減少傾向にあるが、**通信制課程を置く高等学校の校数は全体として増加傾向**にある。
- 公私別で見れば、公立通信制の校数はわずかに増加している一方で、**私立通信制の校数は大きく増加**している。

	全日 定時	通信		計
		公立	私立	
S45	4,798	67	15	82
S50	4,946	70	18	88
S55	5,208	72	16	88
S60	5,453	68	18	86
H2	5,506	67	17	84
H7	5,501	68	25	93
H12	5,478	69	44	113
H17	5,418	76	99	175
H22	5,116	72	137	209
H27	4,939	77	160	237
R2	4,874	78	179	257
R3	4,856	77	183	260
R4	4,824	78	196	274
R5	4,791	78	211	289
R6	4,774	79	224	303

(校) (全日制・定時制;校) (通信制;校)



(出典) 文部科学省「学校基本調査」令和6年度速報値

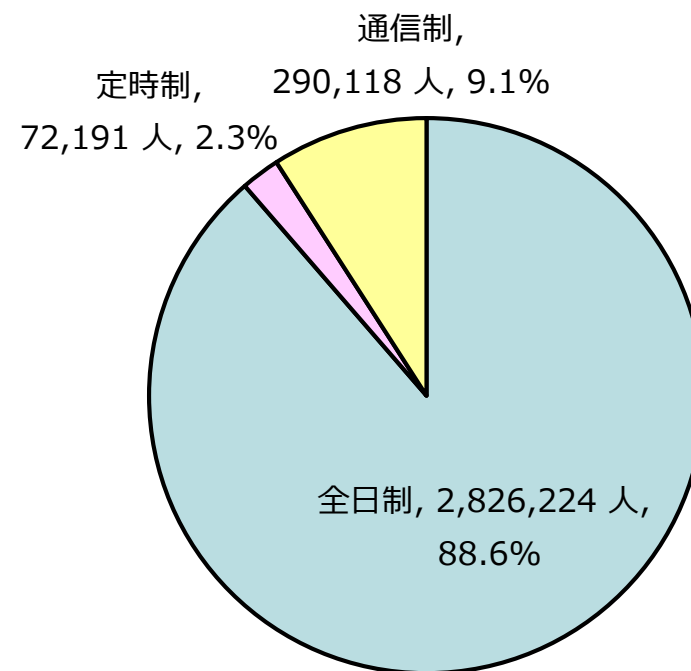
高等学校の生徒数（令和6年度）

○ 高等学校の生徒数（令和6年度）について、全日制高校は2,826,224人（全体の88.6%）、定時制高校は72,191人（全体の2.3%）、**通信制高校は290,118人（全体の9.1%）**。

(人)

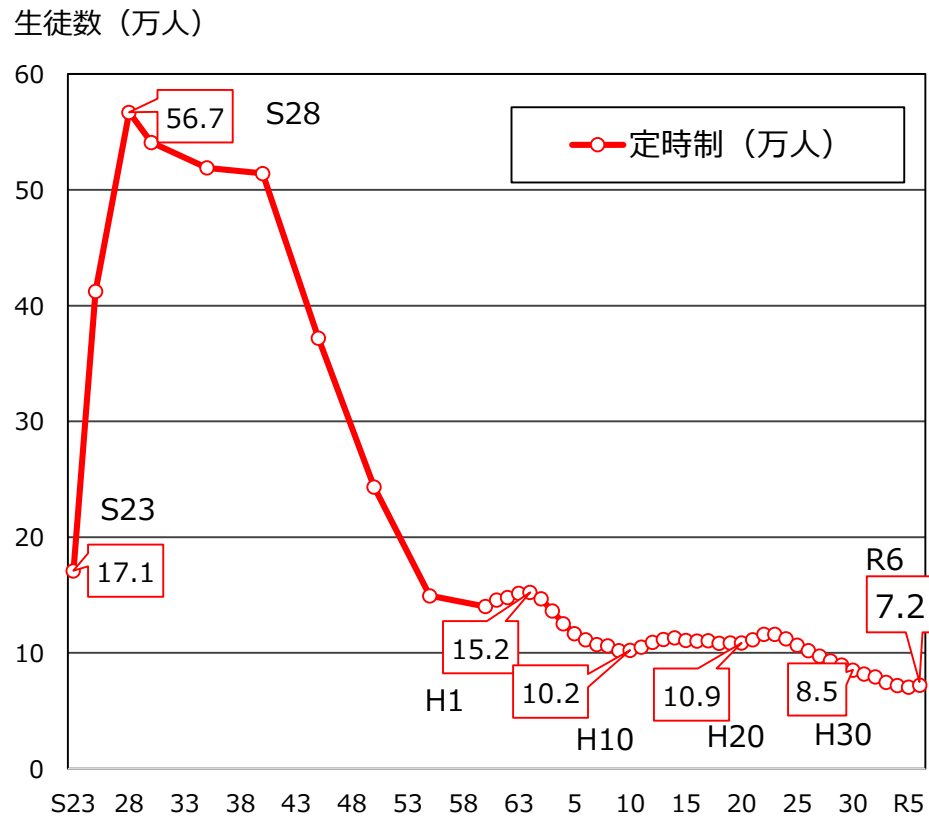
	国立	公立	私立	総数
全日制	8,036	1,818,127	1,000,061	2,826,224
定時制	—	69,871	2,320	72,191
通信制	—	60,333	229,785	290,118
総計	8,036	1,948,331	1,232,116	3,188,533

※専攻科・別科に属する生徒数を含む。

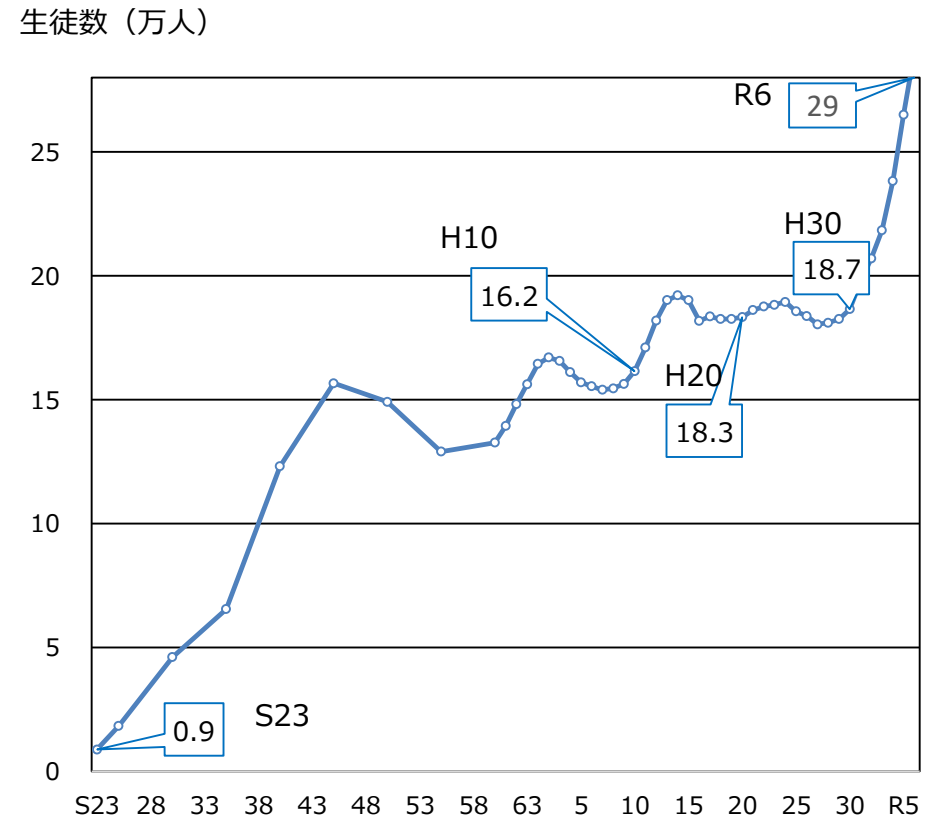


高等学校の生徒数 ^{R6}（定時制・通信制課程の推移）

定時制課程の生徒数の推移

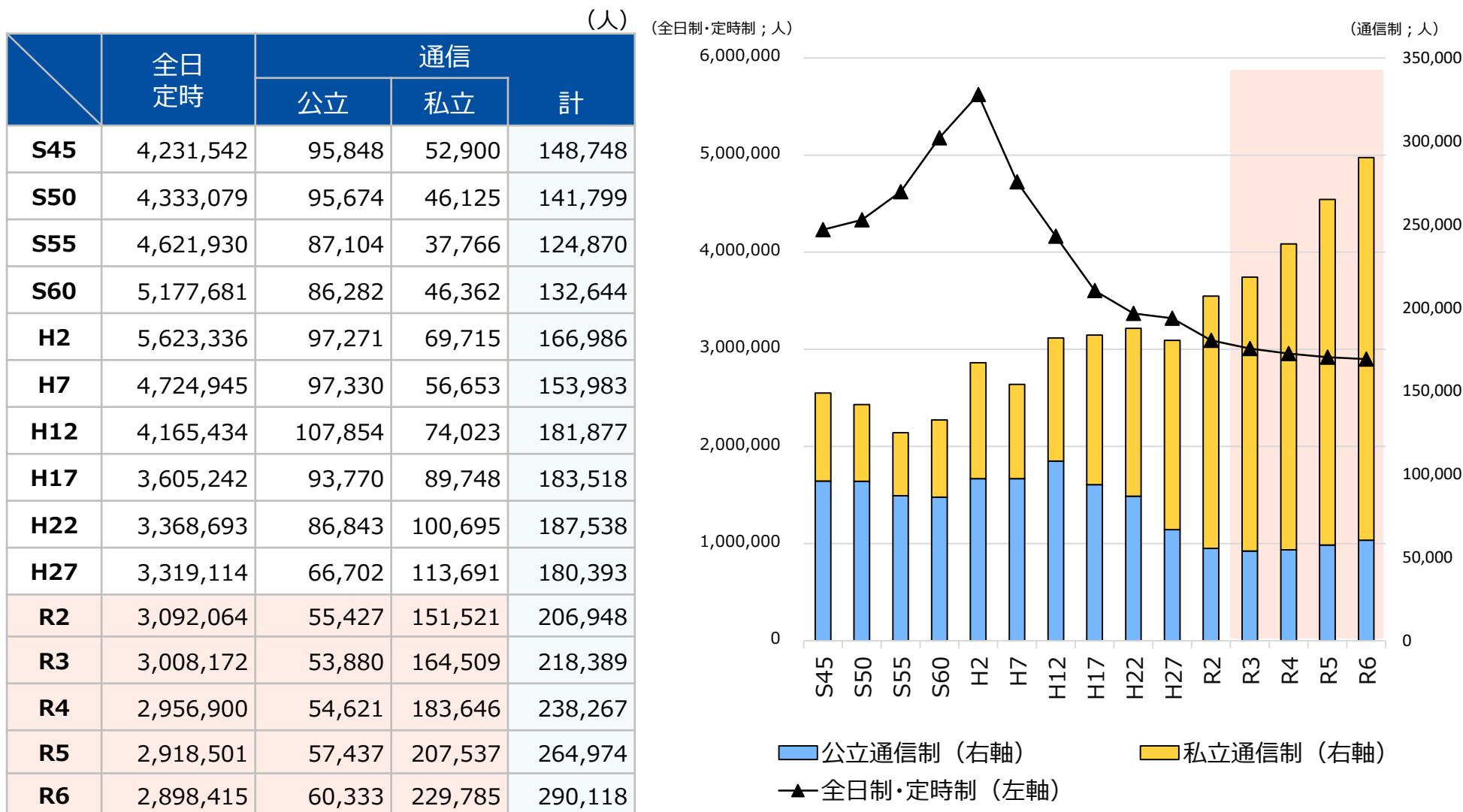


通信制課程の生徒数の推移



通信制高等学校の生徒数（公私別推移）

- 高等学校の生徒数の推移について、近年、全日制・定時制課程の生徒数は全体として減少傾向にあるが、**通信制課程の生徒数は全体として増加傾向**にある。
- 公私別で見れば、**私立通信制の生徒数が大きく増加している**。（平成12年からの約20年間で、**私立の生徒数は約3倍に増加**）



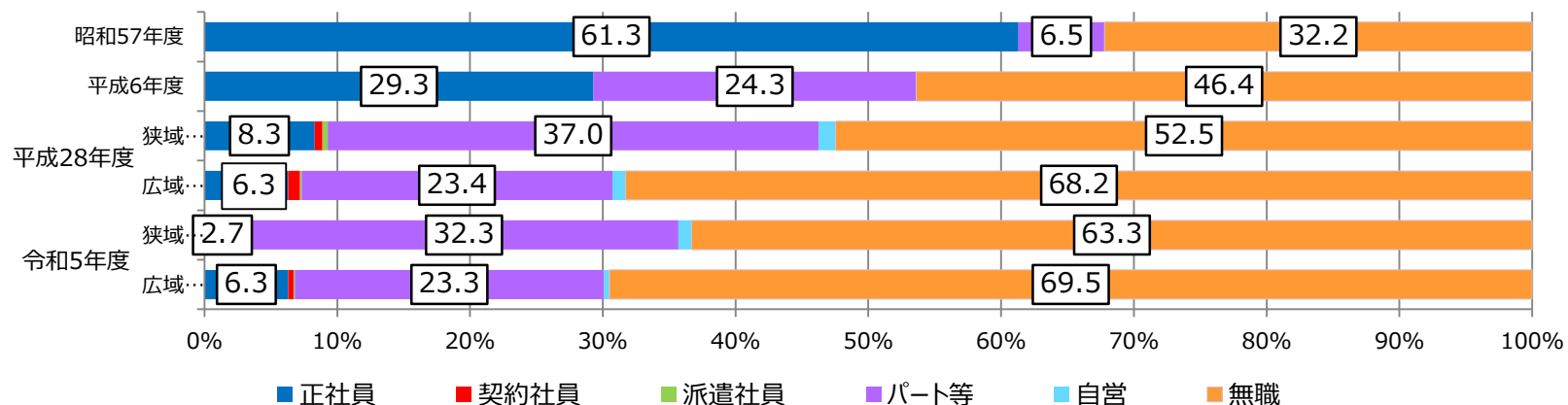
(※ 1) 全日制・定時制課程の生徒数には、専攻科・別科に属する生徒数を含む。

(※ 2) 通信制課程の生徒数には、他からの併修者の数は含まれていない。

通信制高校に在籍する生徒の就業状況及び実態等

- 通信制高校の在籍生徒に占める就業者の割合が減少する一方で、小・中学校及び前籍校において不登校経験を有する生徒の割合が最も多く、生徒の実態が変容している状況にある。

通信制高校に在籍する生徒の就業状況の変化



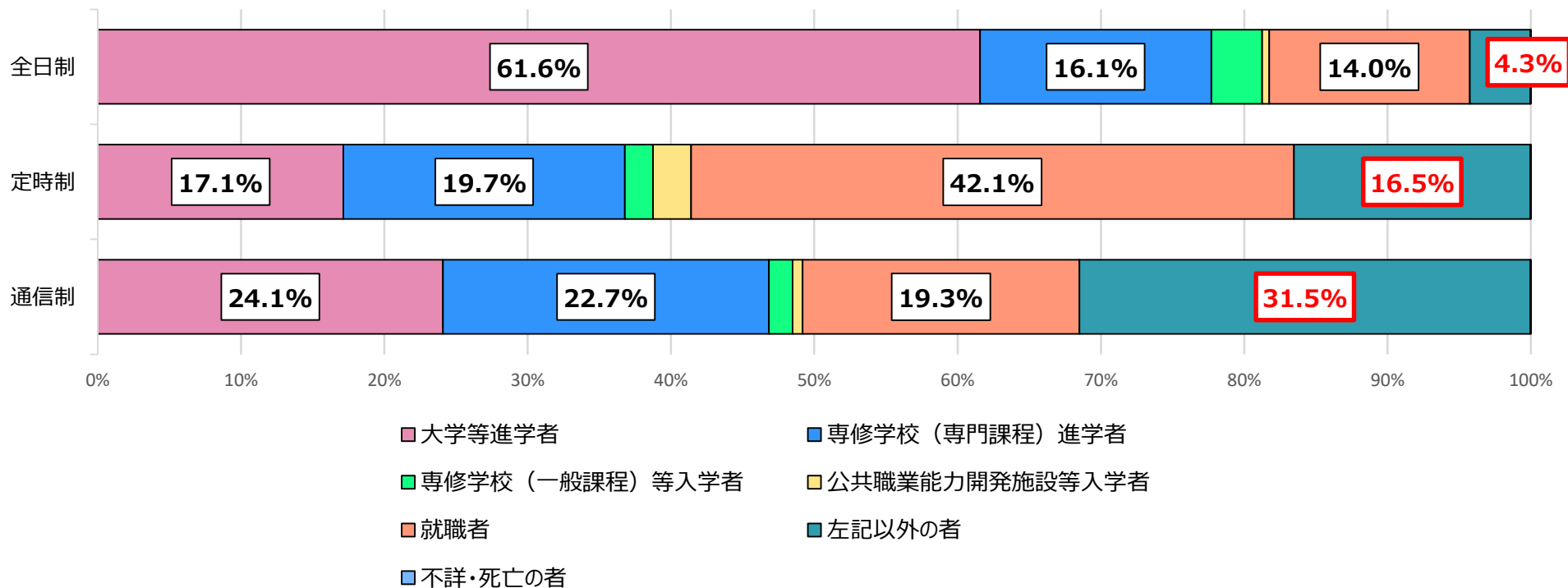
通信制高校に在籍する生徒の実態等

	狭域通信制	広域通信制 (※)
小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒	65.6%	64.2%
外国とつながりがある (外国籍・日本語を母語としない) 生徒	1.0%	0.6%
ひとり親家庭の生徒	28.2%	29.9%
非行経験 (刑法犯罪等) を有する生徒	7.9%	8.1%
特別な支援を必要とする生徒	1.2%	0.6%
心療内科等に通院歴のある生徒	21.1%	21.4%

(※) 広域通信制とは3以上の都道府県において生徒募集を行うものを指す。

高等学校（課程別）の卒業後の状況（令和4年度間）

○ 高等学校の卒業後の状況について、令和5年5月1日現在、令和4年度間に卒業した者のうち、全日制課程では大学等進学者が61.6%、定時制課程では就職者が42.1%で最多にある一方で、通信制課程では進路未決定者等が31.5%で最多を占めている。



- (※ 1) 大学等進学者とは、大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を示す。
- (※ 2) 専修学校（専門課程）進学者とは、専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程で通常、専門学校と称する。）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を示す。
- (※ 3) 専修学校（一般課程）等入学者とは、専修学校の一般課程及び高等課程又は各種学校（予備校等）に入学した者及び入学しかつ就職した者を示す。なお、各種学校への進学者は、正式な認可を受けている学校に進学した者に限る。
- (※ 4) 公共職業能力開発施設等入学者とは、公共職業能力開発施設等（看護師学校養成所、海技大学校及び水産大学校など学校教育法以外の法令に基づいて設置された教育訓練機関含む）に入学した者及び入学しかつ就職した者を示す。
- (※ 5) 就職者とは、上記の※ 1～4以外で就職した者の数を示す。なお、就職とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいう。
- (※ 6) 左記以外の者とは、家事手伝いをしている者、外国の学校に入学した者、上記の※ 1～5に該当しない者で進路が未定であることが明らかな者を示す。
- (※ 7) 不詳・死亡の者とは、卒業者のうち、上記の※ 1～6のいずれかに該当するか不明の者、その年の5月1日までに死亡した者を示す。

高等学校通信制課程の概要（通信教育の方法）

- **高等学校通信制課程は、勤労青年に高等学校教育の機会を提供するものとして戦後に制度化され、教室授業を中心とする全日制課程・定時制課程とは異なり、通信手段を主体とし、生徒が自宅等で個別に自学自習することとして、添削指導・面接指導・試験の方法により教育を実施している。また、これらに加えて多様なメディアを利用した指導を行うことができる。**
- 近年では、学習時間や時期、方法等を自ら選択して**自分のペースで学ぶことができる通信教育ならではの特長を生かして**、勤労青年のみならず、**スタートラインも目指すゴールも異なる多様な生徒に対して教育機会を提供**している。

通信教育の方法

面接指導 (スクーリング)

教師から生徒への対面指導、生徒同士の関わり合い等を通じて、個々の生徒のもつ学習上の課題を考慮した個人差に応ずる指導を実施

添削指導

生徒が提出するレポートを教師が添削し、生徒に返送することにより指導を実施

試験

添削指導・面接指導等による指導を踏まえ、個々の生徒の学習状況等を評価



多様なメディアを利用した指導

ラジオ・テレビ放送やインターネット等を利用して学習し、報告課題の作成等を通じて指導を実施

教育課程の特例 (※ 高等学校学習指導要領第1章第2款5)

- ・ 各教科・科目の添削指導の回数、面接指導の単位時間の標準は、全日制課程・定時制課程とは異なり、下表のとおり定められている。
- ・ 多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れて指導を行った場合には、面接指導等の時間数のうち10分の6以内の時間数を免除することができる（生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、複数のメディアを利用することにより、合わせて10分の8以内の時間数を免除することができる）。

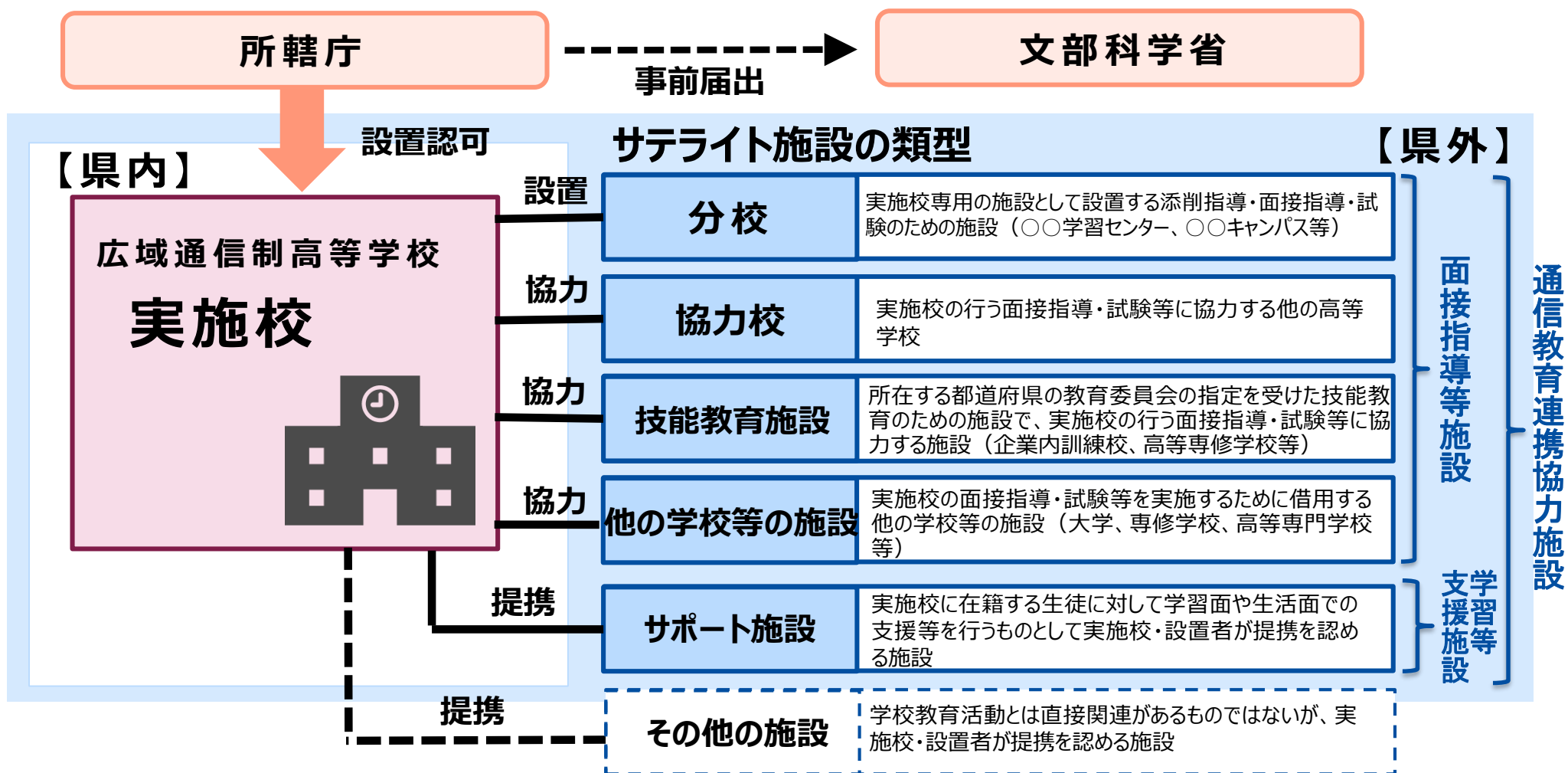
各教科・科目等	添削指導 (回)	面接指導 (単位時間)
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～3	各教科・科目の必要に応じて2～8

(※) 学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のもの、理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数は、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上確保した上で、各学校で設定。

(※) 特別活動は、ホームルーム活動を含めて、卒業までに30単位時間以上指導。

広域通信制高等学校のサテライト施設の類型

- 通信制高等学校のうち、3以上の都道府県で生徒募集を行い、通信教育を実施する学校を**広域通信制高等学校**という。広域通信制高等学校の設置等を認可する場合には、所轄庁はあらかじめ文部科学省へ届出を行うこととなる。
- **広域通信制高等学校は所轄の都道府県の区域を越えて教育活動等を行い**、その本校（実施校）とは別に、面接指導や添削指導のサポート等を実施するための**サテライト施設を広範に展開する学校も多く存在**している。



2. 今年度の点検調査を踏まえて

令和6年度広域通信制高校に対する点検調査を通じて明らかになった 不適切な事案（概要）

1. 学校の管理運営に関する事項①

- ・ 教員数について、高等学校通信教育規程第5条第1項に規定する実施校に配置すべき教員の数を満たしていない事案。

※その大半が通信教育連携協力施設の職員を兼ねており、それらの者は当該施設の業務を主として担っているにも関わらず「主として実施校における通信制の課程の生徒の教育に従事する者」と認めていた。

- ・ 所轄庁の認可を受けておらず、学則に記載されていない施設において、面接指導等を行っている事案。
- ・ 面接指導等を実施しないにも関わらず、面接指導等実施施設として学則に記載されている事案。
- ・ 通信教育連携協力施設の定員について、生徒数が定員数を超えている事案。
- ・ 実施校及び面接指導等実施施設において、体育の実技、理科の実験、家庭科の実習等を行うことができる施設・設備を備えていない事案。
- ・ 実施校において行われるべき指導要録や推薦書の作成が、学習等支援施設で行われている事案。
- ・ 学習等支援施設の看板について当該施設が実施校であるかのような表記となっている事案。

令和6年度広域通信制高校に対する点検調査を通じて明らかになった 不適切な事案（概要）

1. 学校の管理運営に関する事項②

- ・ 学習等支援施設のパンフレットにおいて、実施校と通信教育連携協力施設の関係について両者が一体のものであると誤解を与えうるような表記がなされている事案。
- ・ 通信教育連携協力施設との連携協力関係について、実施校の校長が把握できていない事案。
※面接指導等実施施設における面接指導の時間割や、添削指導、試験の実施状況を把握していない。
- ・ 高等学校通信教育規程第14条第1項の規定により、同項各号に掲げる情報について公表することが義務付けられている情報の一部が、公表されていない事案。
- ・ 学校評価について、自己評価を行っておらず、公表もしていない事案。
- ・ 通信教育実施計画について、高等学校通信教育規程第4条の3第1項各号に掲げる事項が記載されていない事案。

※添削課題の提出日や1年間のスクーリング計画等が示されておらず、総合的な探求の時間等の特定の科目の計画がない等。

令和6年度広域通信制高校に対する点検調査を通じて明らかになった 不適切な事案（概要）

2. 教育課程等に関する事項①

- ・ 体育の実技、理科の実験、家庭科の実習等を面接指導において一切行っていない事案。
- ・ カレーライス作りやいちご狩り、文楽鑑賞等の体験活動のみをもって各科目の面接指導として単位認定を行っている事案。
- ・ 40人を超える生徒が同時に面接指導を受講する事案。
- ・ 集中スクーリングの日程について、1日当たり9単位時間で設定する等、きわめて長時間にわたるものとなっている事案。
- ・ 添削課題と試験問題が全く同じ内容である事案。
- ・ 試験問題が前年度と全く同じ内容である事案。
- ・ 添削課題への回答時間が5秒等、短時間で回答できるような内容で構成されている事案。
- ・ 添削指導を完了していない状況で、集中スクーリングの期間中に単位認定試験を実施している事案。

令和6年度広域通信制高校に対する点検調査を通じて明らかになった 不適切な事案（概要）

2. 教育課程等に関する事項②

- ・ 添削課題において講師の氏名や講座の名称を記載するのみの内容や、簡単な感想を記載するのみの内容で構成されている事案。
- ・ 全生徒に対し、ほぼすべての教科・科目の面接指導の時間数を10分の8まで減免している事案。
- ・ 多様なメディアを利用して行う学習の成果確認の方法が、生徒に簡単な要点や感想・自由記述を書かせるのみとなっており生徒の学習内容の定着状況を把握する上で不十分である事案。
- ・ 多様なメディアを利用した学習の視聴報告書の評価について、スタンプの押印のみで評価としている事案。
- ・ 総合的な探究の時間の内容について、コミュニケーションスキルの向上という、要素的な「知識及び技能」の習得のみに終止する内容となっている事案。
- ・ 特別活動について、卒業までに30単位時間以上を実施していない事案。

高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン

背景・目的

ウイツ青山学園高等学校における違法・不適切な学校運営等を踏まえ、協力者会議における検討を経て、高等学校通信教育の質の確保・向上を図るため、通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）における**主体的な学校運営改善のための取り組みや、所轄庁における実施校に対する指導監督の際に参照すべき指針として策定したもの**

主な内容

1. 学校の管理運営に関する事項

①教職員の配置等

- ・添削指導等は教員免許状を有している教員により行うよう、教員配置を行うとともに、多様な生徒の事情に寄り添ったきめ細やかな指導を行うことができるよう、教員配置の充実を図ること。具体的には、教諭等の人数は、5又は生徒数を80で除して得た数のいずれか大きい方の数以上とすること。ただし、この教諭等の数の基準は最低基準であり、不登校経験者など多様な生徒が多数在籍する学校においては、適宜体制を見直すこと
- ・その他、SC、SSW等の配置等、支援の充実に努めること

②施設及び設備の整備等

- ・実施校は面接指導に必要な実験・実習施設や運動場等を確保すること

③通信教育連携協力施設の設置等

- ・面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とし、実施校の身分を有する教職員が面接指導や成績評価等を行うこと
- ・面接指導等実施施設の編成等は、施設の種類、連携協力の内容、定員等を勘案して、通信教育規程の基準に照らすこと
- ・学習等支援施設の施設等は、教育上及び安全上支障がないものでなければならないこと

④通信教育連携協力施設との適切な連携協力関係の確保等

- ・添削指導等は実施校の校長の監督権が及ばない者に実施させないこと
- ・実施校と通信教育連携協力施設の業務が渾然一体とならないよう適切な措置を講じること
- ・生徒募集等の際に、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動との区別を明確に説明すること

⑤学校評価

- ・通信教育連携協力施設についても自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表に努めること
- ・第三者評価の積極的な活用を検討すること

⑥情報公開

- ・実施校は教育を行う区域等の情報を公表すること

⑦その他

- ・高等学校等就学支援金の代理受領等の事務を適正かつ確実に執行すること
- ・収容定員は、教職員の数その他教職員組織、施設、設備等を踏まえて適切に定めるべきであり、これらに見合わない過大な収容定員を設定するべきではないこと
- ・学校保健計画、学校安全計画、危機等発生時対処要領など、法令で作成することが義務付けられている計画を作成すること

2. 教育課程等に関する事項

①教育課程及びそれに基づく指導と評価

- ・学習指導要領等の教育課程に関する法令に従い、適切な教育課程を編成すること
- ・各教科・科目等について、通信教育実施計画及び指導計画を作成すること
- ・通信制過程においても、全日制・定時制と同等の学習が求められていることを踏まえて、面接指導・添削課題等の学習時間や内容について、学習指導要領に定める目標を達成するものとなるよう、適切に設計の上、指導を行うこと

②添削指導及びその評価

- ・添削指導の回数を十分確保すること
- ・択一式や短答式の問題が大勢を占めるような課題は不適切であり、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。また、正誤のみの記載ではなく、生徒の学習状況に応じた解説・自学自習に必要なアドバイス等を付すこと

③面接指導及びその評価

- ・各教科・科目の面接指導の単位時間数を十分確保すること。その際、複数の科目を同時に同一の教室で一人の教員が指導することは不適切であること
- ・一人一人の生徒の実態を十分把握し、年間指導計画に基づき、計画的、体系的に指導すること
- ・正規の教育課程ではない教育活動（いわゆる通学コース）は、面接指導と区別されるものであり、面接指導は指導要領等に基づき実施すること。実施校は生徒の履修状況を把握すること

④多様なメディアを利用した学習及び当該学習による面接指導等時間数の減免

- ・多様なメディアの利用形態は、オンデマンド型のみならず、少人数かつ同時双方向型で行うなど、個別最適で協働的な学びを実現する形での利用も考えられること
- ・報告課題の作成等により、その成果が満足できるものであるかを確認すること
- ・面接指導時間を10分の8まで大幅に減免できるのは、生徒の実態等を考慮して特に必要のある場合（自宅療養、登校困難、仕事・海外生活、教育効果の確保可能等）であり、極めて例外的な取扱いであること
- ・メディア学習は計画的かつ継続的に取り入れなければならないこと等

⑤試験及びその評価

- ・実施校の教職員の監督下で適切に実施すること
- ・試験問題が毎年同じもの又は添削課題と全く同じものとするなどの不適切な試験が実施されないよう留意するとともに、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。

⑥学校設定教科・科目、総合的な学習の時間の実施

- ・年間指導計画に基づき、教員が指導要領等に則り適切に実施し、教育水準の確保等に十分配慮すること

⑦その他

- ・在籍しながら履修しない等の生徒への適切な指導・支援、特別支援教育コーディネーターの指名、スクールカウンセラーの配置など、きめ細かな支援に努めること

【指導方法について】

現状

高等学校の通信制課程には1単位当たりの学習量に係る明確な規定がない

（各教科・科目の1単位当たりの添削指導回数と面接指導単位時間数のみ規定）（全日制・定時制においては、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準としている）

課題

● 通信制課程においても、高校教育として相応しい質を確実に確保することが必要

改善策

学習時間の総計を1単位当たり35単位時間を標準となるように設計するなどして、学習指導要領に定める目標を達成するよう教育を行わなければならないこと を明確化 ⇒ガイドライン改正（R5.2）

ガイドライン

2. 教育課程等に関する事項（1）教育課程及びそれに基づく指導と評価

③ 全日制課程及び定時制課程においては1単位当たり35単位時間の授業が標準とされており、通信制課程においても全日制・定時制課程と同等の学習が求められていることを踏まえ、面接指導・添削課題等（多様なメディアを利用した学習を含め、これらに類するものを含む。）の学習時間や学習内容について、指導要領に定める各教科・科目等の目標を達成するものとなるよう、適切に設計の上、指導を行うこと。

【指導方法について】

現状

「択一式の問題のみで構成される添削課題は不適切」とガイドラインに記載があるが、択一式や短答式の問題が大勢を占めるような添削課題も不適切（高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン）

課題

- 択一式が大勢を占めるような添削課題・試験は不適切であり、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育てていくことが必要

改善策

添削課題・試験は記述式を一定量取り入れるべきこと を明確化 ⇒ガイドライン改正（R5.2）

ガイドライン

2. 教育課程等に関する事項（2）添削指導及びその評価

- ④ マークシート形式のように機械的に採点ができるような添削課題や、択一式や短答式の問題が大勢を占めるような構成の添削課題は不適切であること。添削課題には、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点からも、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。

【指導方法について】

現状

多様なメディアを利用して行う学習を継続的・計画的に取り入れた場合、各教科・科目の面接指導等時間数を6割まで（生徒の実態等を考慮して特に必要があり、複数のメディアを利用する場合には8割まで）減じることができる

課題

●近年、同時双方向型のメディアの普及が急速に進んでおり、通信制高等学校においてもその活用が進んでいる状況

改善策

多様なメディアを利用して行う学習では、例えば**少人数かつ同時双方向型**で行うなど、個別最適で協働的な学びを実現する形での利用も考えられることを明確化 ⇒**ガイドライン改正（R5.2）**

ガイドライン

2. 教育課程等に関する事項

（4）多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による面接指導等時間数の減免

② 多様なメディアを利用して行う学習は、計画的、継続的に取り入れるべきものであり、高等学校教育の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮すること。なお、多様なメディアの利用形態は、オンデマンド型のみならず、例えば少人数かつ同時双方向型で行うなど、個別最適で協働的な学びを実現する形での利用も考えられること。

【指導体制について】

現状

「実施校（注：本校）における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5人以上とし、かつ、教育上支障がないものとする」（高等学校通信教育規程第5条）

課題

- 不登校経験者など多様な生徒が多数在籍する中、生徒に寄り添って伴走して支援を行うなど、組織的な学習支援体制の整備が従来以上に必要
- 全体として教員配置が不十分（高等学校通信教育規程の大綱化後に設置された私立通信制高校の58%が大綱化以前の基準※を満たさない）
※平成16年の大綱化以前の基準：
生徒数 300-1200人：5人＋生徒数が300人を超えて100人までを増すごとに1人
生徒数1201-5000人：14人＋生徒数が1200人を超えて150人までを増すごとに1人
生徒数5001人以上：40人＋生徒数の増加に応じ相当数
- 大規模な収容定員を有する通信制高等学校が増加し、不適切な学校運営や教育活動を行っている学校も少なからず見られるなか、設置者の判断では十分な教員配置が実現できない可能性
- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びを実現していくことが必要

改善策

- **差し当たり、少なくとも生徒数80人当たり教諭等が1名以上必要と規定**
⇒省令改正（R4.12）、ガイドライン改正（R5.2）

ガイドライン

1. 学校の管理運営に関する事項（1）教職員の配置等
具体的には、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は通信制課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあっては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。この教諭の数等の算定に当たっては、助教諭若しくは講師を置く場合又は他の学校と兼務する教員を置く場合は、主として実施校における通信制の課程の生徒の教育に従事する者を対象とするべきであること。ただし、実施校では教諭を専任で置くことが原則であり、助教諭又は講師に代えることは、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限られること。また、他校教員との兼務は、通信制課程において特色ある教育を行う上で、他校の協力を求める場合など、教育上必要と認められる場合に行われるものであること。加えて、この教諭の数等については最低基準であり、不登校経験者など多様な生徒が多数在籍する実施校においては、教員配置を一層充実させるとともに、専門・支援スタッフとの連携を図りながら、生徒一人一人に寄り添って伴走して支援を行う体制を整えるべきであること。

【指導体制について】

現状

「実施校における通信制の課程に係る**収容定員は、240人以上**とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない」（高等学校通信教育規程第4条）

課題

●収容定員については、生徒一人一人の状況をしっかりと見て適切な対応を取ることができる指導体制・教育環境等が整っているかどうかが重要であり、設置認可の際に適切にこれを確認していくべき

改善策

・**通信制課程の規模の下限を規定は撤廃** ⇒省令改正（R4.12）、ガイドライン改正（R5.2）

ガイドライン

1. 学校の管理運営に関する事項（7）その他
① 実施校における通信制の課程に係る収容定員は、生徒一人一人に寄り添って伴走して支援を行うための指導体制・良好な教育環境を確保する観点から、教員及び職員の数その他教職員組織、施設、設備等を踏まえて適切に定めるべきであり、これらに見合わない過大な収容定員を設定するべきではないこと。

【質保証について（サテライト施設の在り方を含む）】

現状

令和3年3月の制度改正事項（**サテライト施設の基準の設定のほか、サテライト施設ごとの教育活動等の情報公表等**）や、学校教育法及び学校教育法施行規則により義務付けられている**自己評価の実施及び結果公表等**

について、取組が十分でない学校も見受けられる

改善策

- 「**自己点検チェックシート（仮称）**」を、自己評価の実施・結果公表や点検調査の際に活用できるものとして整備
- 上記を所轄庁を通じて各学校に活用を促すことで、改めて法令等で定める事項（サテライト施設の基準、教育活動等のウェブサイト等での情報公表等）の遵守を徹底するとともに、所轄庁による指導・監督や点検調査の円滑化を図る

ガイドライン等

- 令和6年度より、「**自己点検チェックシート（仮称）**」を試行実施
- ガイドラインに以下を追記
 1. 学校の管理運営に関する事項（3）通信教育連携協力施設の設置等

② 通信教育連携協力施設を設置する場合において、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条第2項第2号の規定に基づき、その名称、位置及び定員を含めて通信教育連携協力施設に関する事項を学則に記載すること。また、面接指導等実施施設と学習等支援施設の性質が異なることに鑑み、面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別して記載すること。

【所轄庁による適切な指導監督について】

現状

所轄庁に配属されている職員の多くは教職経験や高等学校に係る行政経験がない

課題

- 全国に広がる広域通信制高校に対して、所轄庁において専門的見地から適切に指導監督を行うことができる仕組みを構築していくことが必要

改善策

国において、通信制高校の専門家等をアドバイザーとして所轄庁に派遣するなど、**各所轄庁における点検体制の充実** ⇒予算事業にて実施（R4～）

高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する 調査研究

令和7年度要求・要望額
(前年度予算額)

1.1億円
0.7億円) 文部科学省

高等学校においては、不登校経験など、多様な背景を有する生徒が在籍しており、その背景に応じた学びの充実が求められていることから、調査や実証研究等により、高等学校における教育の質の確保及び多様性への対応の充実を図る。

不登校生徒等の学び充実支援策

① オンライン等を活用した効果的な学習の在り方に関する調査研究

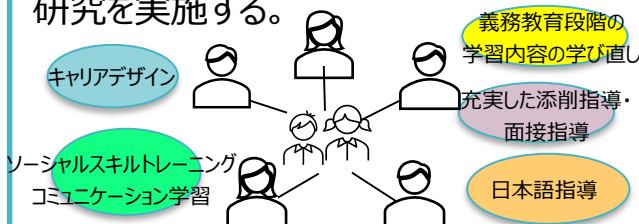
全日制・定時制高校において、不登校傾向にある生徒が学びを継続できるよう、オンライン等も活用した、柔軟で質の高い学びを提供する際のノウハウや学習支援・評価の工夫等を整理し、新たな事例の創出を行う。

③ 多様な生徒が学ぶ高等学校の状況等に係る調査

多様な背景を有する生徒の受入等に関する課題等に関する調査や、「高校生のための学びの基礎診断」の活用に係る調査研究を実施する。

② 定時制・通信制高等学校の学び充実支援事業

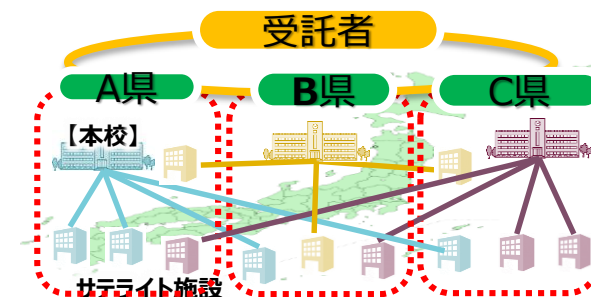
不登校経験など多様な背景を有する生徒が進学する選択肢である定時制・通信制高校において、社会的自立に必要な資質・能力が身に付けられるよう、生徒の状況に応じて卒業後の進路を見据えた支援を行うとともに、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの実現を目指す調査研究を実施する。



④ 広域通信制高等学校の適切な指導監督・情報発信を通じた質保証

都道府県の区域を越えて活動するサテライト施設を含め、広域通信制高校への所轄庁による適切な指導監督の在り方を研究するとともに、都道府県の連携等を促す都道府県間プラットフォームを構築・運営する。

また、通信制高校の増加の背景やニーズの現状把握を踏まえた生徒や保護者等が適切な情報を得られるよう、情報発信を行う。



対象校種

国公立の高等学校等

委託先

- ①・② 国公立の高等学校等
- ③・④ 民間企業等

箇所数
単価等

- ① 4箇所 約400万円 (継続2、新規2)
- ② 7箇所 約400万円 (継続4)、約500万円 (新規3)
- ③ 1箇所 約1,000万円
- ④ 2箇所 約2,000万円・約2,000万円

委託
対象経費

- ① オンライン授業等に必要経費
- ② カリキュラム開発等に必要経費
- ③ 各種調査に必要な経費
- ④ 点検調査やプラットフォーム構築等に必要経費

【所轄庁による適切な指導監督について】

現状

都道府県間で、設置認可処分について、大きく温度差がある

課題

- 一部の都道府県に大規模な収容定員を有する広域通信制高校が集中している
- 多くの通信制高校において、定員と実員に大きな乖離が生じている
- 明確な設置認可基準を持たない県もある

改善策

- 国において、設置認可基準の策定内容の標準例を提示するほか、関係法令を見直し

（この標準例の策定の際、全国的な少子化の状況を鑑みながら、見込まれる入学生徒数の動向と、その時点において学校が用意している指導体制、施設設備を踏まえた適切な定員設定と設置認可、認可後のサテライト施設の適切な監督を促す内容を含める）

⇒省令改正（R4.12）、標準例策定（R5.11）

通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）（令和5年11月策定）

背景・目的

- 令和4年8月29日に取りまとめられた「「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）」等を踏まえ、高等学校通信教育の質の確保・向上を図る観点から、設置認可の際に所轄庁において特に確認しておくことが望ましい標準的な事項を示すため策定したもの。所轄庁において基準を策定する際は、本標準例に記載されていない事項も含めて適切に定めることが必要。
- 所轄庁は、認可後においても、関係法令や「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（平成28年9月策定。令和5年2月一部改訂。）等を踏まえて、実施校・通信教育連携協力施設の実態把握・指導監督を適切に行うことが必要。

主な内容（以下のうち※の記載は通知の際の留意事項）

[1] 立地条件等に関すること

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設などの教育にふさわしくない施設が実施校の周辺に立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境であること。

[2] 名称に関すること

- 1 実施校の名称は、高等学校の目的にふさわしいものであり、かつ、既存の高等学校又は中等教育学校のものと同じ又は紛らわしいものでないこと。
- 2 学科等の名称は、全日制又は定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与えるものでないこと。

[3] 規模に関すること

- 1 実施校の収容定員は、生徒の教育環境を確保するため、通信教育を行う区域に属する都道府県内の生徒数の将来の見込みと、その時点において学校が用意している指導体制、施設及び設備等を踏まえた適切な数であること。
- 3 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すこと。

[4] 通信教育を行う区域に関すること

- 1 通信教育を行う区域は、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めること。
- 2 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならないこと。
※実施校の設置者が通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合も同様に、当該都道府県の意向を考慮すべきである。

[5] 教職員組織に関すること

- 1 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあっては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。ただし、教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができ、実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。 ※学校では教育をつかさどる職員として教諭を専任で置くことが原則であり、助教諭又は講師に代えることは、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限られるものであること、また、他校教員との兼務は、通信制課程において特色ある教育を行う上で、他校の協力を求める場合など、教育上必要と認められる場合に行われるものであることに十分留意する必要がある。
- 2 実施校において編制する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員の配置がなされていること。
- 5 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこと。

通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）（令和5年11月策定）

[6] 施設及び設備に関すること

- 1 実施校の施設及び設備は、設置者の自己所有である等、長期的・安定的な教育を行う上で支障のないものであること。
- 2 実施校の校舎には、教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室を備えるものとし、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けること。特別教室には、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための設備を備えること。また、体育の面接指導に必要な運動場等を確保すること。

[7] 通信教育連携協力施設に関すること

- 3 通信教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、教育を行う上で適切な環境であること。
- 4 面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものであること。
- 6 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、前3項の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すこと。
※認可時だけでなく、当該通信教育連携協力施設を設けた後も、引き続き当該基準を参酌し、適切な維持管理に努めるべきである。
- 9 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと。
- 11 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導すること。

[8] 通信教育の方法等に関すること

- 1 通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）等に基づき、適切に実施すること。
- 2 実施校の設置者は、特に以下を満たす体制を整えること。
 - (1) 添削指導、面接指導及び試験並びにその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。
 - (2) 各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保すること。
 - (3) 添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。
 - (4) 面接指導については、生徒を実施校又は面接指導実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。
 - (5) 通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと。

[9] その他

- 1 実施校は、いじめ防止対策推進法第13条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法第8条第1項に規定する消防計画、学校保健安全法第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領、高等学校通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画など、法令上作成することが義務付けられている計画について作成すること。
- 2 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第14条第1項に規定する情報の公表を行うこと。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示すること。

【所轄庁による適切な指導監督について】

現状

各都道府県が、圏内に設置されている最新の他都道府県所轄のサテライト施設の情報を把握する術がなく、指導監督も困難

課題

- 圏内のサテライト施設の情報把握することは、適切な定員管理や、生徒・保護者が学校選択を行う上でも必要
- 本校の所轄庁とサテライト施設が所在する都道府県において連携協力体制を構築し、サテライト施設へ適切な指導監督を実施することが必要

改善策

- 国において、全国のサテライト施設の最新情報を一覧で確認できるウェブサイトを構築
- 本校の所在都道府県とサテライト施設の所在都道府県との合同の点検調査など、所轄庁間の連携協力体制を構築 ⇒予算事業にて実施（R4～）

高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究

令和7年度要求・要望額
(前年度予算額)

1.1億円
0.7億円) 文部科学省



高等学校においては、不登校経験など、多様な背景を有する生徒が在籍しており、その背景に応じた学びの充実が求められていることから、調査や実証研究等により、高等学校における教育の質の確保及び多様性への対応の充実を図る。

不登校生徒等の学び充実支援策

① オンライン等を活用した効果的な学習の在り方に関する調査研究

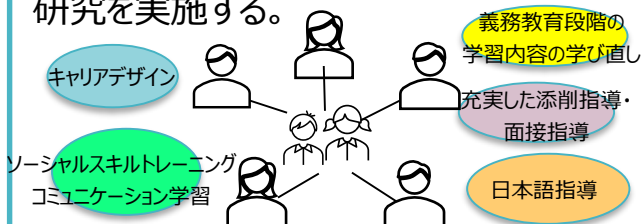
全日制・定時制高校において、不登校傾向にある生徒が学びを継続できるよう、オンライン等も活用した、柔軟で質の高い学びを提供する際のノウハウや学習支援・評価の工夫等を整理し、新たな事例の創出を行う。

③ 多様な生徒が学ぶ高等学校の状況等に係る調査

多様な背景を有する生徒の受入等に関する課題等に関する調査や、「高校生のための学びの基礎診断」の活用に係る調査研究を実施する。

② 定時制・通信制高等学校の学び充実支援事業

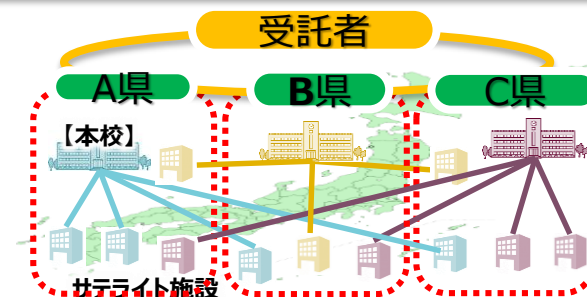
不登校経験など多様な背景を有する生徒が進学する選択肢である定時制・通信制高校において、社会的自立に必要な資質・能力が身に付けられるよう、生徒の状況に応じて卒業後の進路を見据えた支援を行うとともに、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの実現を目指す調査研究を実施する。



④ 広域通信制高等学校の適切な指導監督・情報発信を通じた質保証

都道府県の区域を越えて活動するサテライト施設を含め、広域通信制高校への所轄庁による適切な指導監督の在り方を研究するとともに、都道府県の連携等を促す都道府県間プラットフォームを構築・運営する。

また、通信制高校の増加の背景やニーズの現状把握を踏まえた生徒や保護者等が適切な情報を得られるよう、情報発信を行う。



対象校種	国公立の高等学校等
------	-----------

委託先	①・②国公立の高等学校等 ③・④民間企業等
-----	--------------------------

箇所数単価等	① 4箇所 約400万円 (継続2、新規2) ② 7箇所 約400万円 (継続4)、約500万円 (新規3) ③ 1箇所 約1,000万円 ④ 2箇所 約2,000万円・約2,000万円
--------	--

委託対象経費	① オンライン授業等に必要経費 ② カリキュラム開発等に必要経費 ③ 各種調査に必要な経費 ④ 点検調査やプラットフォーム構築等に必要経費
--------	--

高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究

令和7年度要求・要望額
(前年度予算額)

1.1億円
0.7億円) 文部科学省



高等学校においては、不登校経験など、多様な背景を有する生徒が在籍しており、その背景に応じた学びの充実が求められていることから、調査や実証研究等により、高等学校における教育の質の確保及び多様性への対応の充実を図る。

不登校生徒等の学び充実支援策

① オンライン等を活用した効果的な学習の在り方に関する調査研究

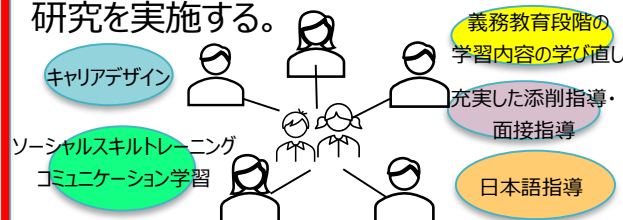
全日制・定時制高校において、不登校傾向にある生徒が学びを継続できるよう、オンライン等も活用した、柔軟で質の高い学びを提供する際のノウハウや学習支援・評価の工夫等を整理し、新たな事例の創出を行う。

③ 多様な生徒が学ぶ高等学校の状況等に係る調査

多様な背景を有する生徒の受入等に関する課題等に関する調査や、「高校生のための学びの基礎診断」の活用に係る調査研究を実施する。

② 定時制・通信制高等学校の学び充実支援事業

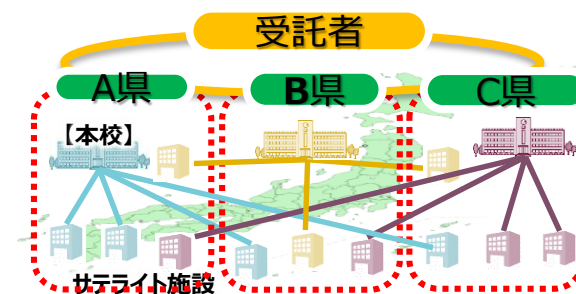
不登校経験など多様な背景を有する生徒が進学する選択肢である定時制・通信制高校において、社会的自立に必要な資質・能力が身に付けられるよう、生徒の状況に応じて卒業後の進路を見据えた支援を行うとともに、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの実現を目指す調査研究を実施する。



④ 広域通信制高等学校の適切な指導監督・情報発信を通じた質保証

都道府県の区域を越えて活動するサテライト施設を含め、広域通信制高校への所轄庁による適切な指導監督の在り方を研究するとともに、都道府県の連携等を促す都道府県間プラットフォームを構築・運営する。

また、通信制高校の増加の背景やニーズの現状把握を踏まえた生徒や保護者等が適切な情報を得られるよう、情報発信を行う。



対象校種	国公立の高等学校等	委託先	①・② 国公立の高等学校等 ③・④ 民間企業等
箇所数単価等	① 4箇所 約400万円 (継続2、新規2) ② 7箇所 約400万円 (継続4)、約500万円 (新規3) ③ 1箇所 約1,000万円 ④ 2箇所 約2,000万円・約2,000万円	委託対象経費	① オンライン授業等に必要経費 ② カリキュラム開発等に必要経費 ③ 各種調査に必要経費 ④ 点検調査やプラットフォーム構築等に必要経費

オンライン等を活用した効果的な学習の在り方に関する調査研究

採択機関	対象校	期間
佐賀県教育委員会	太良高等学校	令和6～8年度
学校法人太平洋学園	太平洋学園高等学校	令和6～8年度

通信制高等学校の学び充実支援事業

採択機関	対象校	期間
北海道教育委員会	有朋高等学校	令和5～7年度
神奈川県	横浜修悠館高等学校	令和6～8年度
学校法人NHK学園	NHK学園高等学校	令和6～8年度
学校法人早稲田大阪学園	向陽台高等学校	令和6～8年度